

議案第 2 号

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間ほか 1 8 4 区間の新設に関する整備計画の一部変更及び中央自動車道富士吉田線の上野原市大月市間ほか 3 区間の改築に関する整備計画の一部変更について

平成 1 8 年 2 月

国道有第103号

平成18年2月6日

国土開発幹線自動車道建設会議

会長 藤井 弥太郎 殿

国土交通大臣 北側 一雄

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町
北海道山越郡長万部町間ほか184区間の新設に関する
整備計画の一部変更及び中央自動車道富士吉田線の
上野原市大月市間ほか3区間の改築に関する整備計画
の一部変更について

標記について、別紙1から別紙189のとおり変更したい
ので、国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、
付議いたします。

付議する理由

高速自動車国道の新設に関する整備計画及び高速自動車国道の改築に関する整備計画の一部を別紙1から別紙189のとおり変更するため、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第4項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

別紙 1

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概算額
北海道亀田郡七飯町から 同道茅部郡森町赤井川まで	約 910億円
北海道茅部郡森町赤井川から 同道山越郡長万部町まで	約1,550億円

別紙 2

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長万部町北海道虻田郡虻田町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長万部町北海道虻田郡虻田町間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,070億円」を「約1,060億円」に改める。

別紙 3

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道虻田郡虻田町登別市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道虻田郡虻田町登別市間の新設に関する整備計画(昭和53年11月21日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約960億円」を「約950億円」に改める。

別紙 4

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道上川郡鷹 栖町士別市間の新設に関する整備計画の一部変更 案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道上川郡鷹栖町士別市間の新設に関する整備計画（平成元年3月29日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約750億円」を「約720億円」に改める。

別紙 5

北海道縦貫自動車道函館名寄線の士別市名寄市間 の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の士別市名寄市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約370億円」を「約300億円」に改める。

別紙 6

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道余市郡
余市町小樽市間の新設に関する整備計画の一部変
更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道余市郡余市町小
樽市間の新設に関する整備計画（平成11年12月24日決
定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,140億円」を「約1,060億円」に改める。

別紙 7

北海道横断自動車道黒松内釧路線の小樽市札幌市 西区間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の小樽市札幌市西区間の
新設に関する整備計画（昭和47年8月3日決定）の一部を
次のように変更する。

第5号中「約380億円」を「約350億円」に改める。

別紙 8

北海道横断自動車道黒松内釧路線の千歳市夕張市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の千歳市夕張市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,090億円」を「約1,080億円」に改める。

別紙 9

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道上川郡清水町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道上川郡清水町間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,760億円」を「約2,440億円」に改める。

別紙 1 0

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道上川郡
清水町北海道中川郡池田町間の新設に関する整備
計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道上川郡清水町北
海道中川郡池田町間の新設に関する整備計画（昭和57年1
月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約930億円」を「約920億円」に改める。

別紙 1 1

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道中川郡 池田町釧路市阿寒町間の新設に関する整備計画の 一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道中川郡池田町釧路市阿寒町間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

第5号の表中「 | 北海道中川郡池田町から同郡本別町まで | 約 330億円 | 」を「 | 北海道中川郡池田町から同郡本別町まで | 約 300億円 | 」に改め、「 | 北海道中川郡本別町から釧路市阿寒町まで | 約1,410億円 | 」を「 | 北海道中川郡本別町から釧路市阿寒町まで | 約1,350億円 | 」に改める。

別紙 1 2

北海道横断自動車道黒松内釧路線の釧路市阿寒町 釧路市鶴野間の新設に関する整備計画の一部変更 案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の釧路市阿寒町釧路市鶴野間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約440億円」を「約420億円」に改める。

別紙 1 3

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道中川郡
本別町北海道常呂郡訓子府町間の新設に関する整
備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道中川郡本別町北
海道常呂郡訓子府町間の新設に関する整備計画（平成元年 1
月 3 1 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号の表中「 | 北海道足寄郡足寄町から同道常呂郡訓子
府町まで | 約 1,060 億円 | 」を「 | 北海道足寄郡足寄町から同
道常呂郡訓子府町まで | 約 830 億円 | 」に改める。

別紙 1 4

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道常呂郡
訓子府町北見市間の新設に関する整備計画の一部
変更案

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道常呂郡訓子府町
北見市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)
の一部を次のように変更する。

第5号中「約260億円」を「約240億円」に改める。

別紙 1 5

東北縦貫自動車道弘前線の東京都練馬区川口市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の東京都練馬区川口市間の新設に関する整備計画（昭和61年3月14日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約6,360億円」を「約6,340億円」に改める。

別紙 1 6

東北縦貫自動車道弘前線の川口市さいたま市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の川口市さいたま市間の新設に関する整備計画（昭和45年6月9日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約630億円」を「約620億円」に改める。

別紙 1 7

東北縦貫自動車道弘前線のさいたま市仙台市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線のさいたま市仙台市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約3,330億円」を「約3,040億円」に改める。

別紙 1 8

東北縦貫自動車道弘前線の鹿角市青森市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の鹿角市青森市間の新設に関する整備計画（昭和42年11月9日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,110億円」を「約1,740億円」に改める。

別紙 1 9

東北縦貫自動車道八戸線の岩手県二戸郡一戸町八戸市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道八戸線の岩手県二戸郡一戸町八戸市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,120億円」を「約1,110億円」に改める。

別紙 2 0

東北縦貫自動車道八戸線の八戸市田面木八戸市市川町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道八戸線の八戸市田面木八戸市市川町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約450億円」を「約420億円」に改める。

別紙 2 1

東北縦貫自動車道八戸線の青森市諏訪沢青森市岩 渡間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道八戸線の青森市諏訪沢青森市岩渡間の新設に関する整備計画（平成4年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約630億円」を「約600億円」に改める。

別紙 2 2

東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市綾織町遠野市宮守町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市綾織町遠野市宮守町間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約250億円」を「約240億円」に改める。

別紙 2 3

東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市宮守町花巻
市東和町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市宮守町花巻市東和町
間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の
一部を次のように変更する。

第5号中「約860億円」を「約770億円」に改める。

別紙 2 4

東北横断自動車道釜石秋田線の花巻市東和町花巻市西宮野目間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の花巻市東和町花巻市西宮野目間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約410億円」を「約380億円」に改める。

別紙 2 5

東北横断自動車道釜石秋田線の横手市秋田市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の横手市秋田市間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,370億円」を「約1,360億円」に改める。

別紙 2 6

東北横断自動車道酒田線の宮城県柴田郡川崎町山形市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の宮城県柴田郡川崎町山形市間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第4号中「約210億円」を「約200億円」に改める。

別紙 2 7

東北横断自動車道酒田線の山形市寒河江市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の山形市寒河江市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約820億円」を「約810億円」に改める。

別紙 2 8

東北横断自動車道酒田線の鶴岡市田麦俣鶴岡市越 中山間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の鶴岡市田麦俣鶴岡市越中山間の
新設に関する整備計画（平成元年3月29日決定）の一部を
次のように変更する。

第5号中「約470億円」を「約460億円」に改める。

別紙 2 9

東北横断自動車道酒田線の鶴岡市越中山酒田市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の鶴岡市越中山酒田市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,540億円」を「約980億円」に改める。

別紙 3 0

東北横断自動車道酒田線の酒田市広野酒田市保岡 間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の酒田市広野酒田市保岡間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約450億円」を「約420億円」に改める。

別紙 3 1

東北横断自動車道いわき新潟線のいわき市郡山市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道いわき新潟線のいわき市郡山市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,900億円」を「約2,340億円」に改める。

別紙 3 2

東北横断自動車道いわき新潟線の郡山市福島県耶麻郡猪苗代町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道いわき新潟線の郡山市福島県耶麻郡猪苗代町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,070億円」を「約1,030億円」に改める。

別紙 3 3

東北横断自動車道いわき新潟線の福島県耶麻郡猪苗代町福島県河沼郡会津坂下町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道いわき新潟線の福島県耶麻郡猪苗代町福島県河沼郡会津坂下町間の新設に関する整備計画（昭和57年3月1日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約980億円」を「約970億円」に改める。

別紙 3 4

東北横断自動車道いわき新潟線の福島県河沼郡会津坂下町新潟県東蒲原郡阿賀町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道いわき新潟線の福島県河沼郡会津坂下町新潟県東蒲原郡阿賀町間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,280億円」を「約1,270億円」に改める。

別紙 3 5

東北横断自動車道いわき新潟線の新潟県東蒲原郡
阿賀町新潟市間の新設に関する整備計画の一部変
更案

東北横断自動車道いわき新潟線の新潟県東蒲原郡阿賀町新
潟市間の新設に関する整備計画(昭和57年1月20日決定)
の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,950億円」を「約1,940億円」に改める。

別紙 3 6

日本海沿岸東北自動車道の新潟市胎内市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の新潟市胎内市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,300億円」を「約1,270億円」に改める。

別紙 3 7

日本海沿岸東北自動車道の胎内市新潟県岩船郡朝 日村間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の胎内市新潟県岩船郡朝日村間の
新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部
を次のように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のと
おりとする。

区 間	概算額
胎内市から 新潟県岩船郡荒川町まで	約310億円
新潟県岩船郡荒川町から 同郡朝日村まで	約750億円

別紙 3 8

日本海沿岸東北自動車道の鶴岡市大岩川鶴岡市山 田間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の鶴岡市大岩川鶴岡市山田間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約620億円」を「約1,120億円」に改める。

別紙 39

日本海沿岸東北自動車道の由利本荘市二十六木由利本荘市岩城内道川間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の由利本荘市二十六木由利本荘市岩城内道川間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約950億円」を「約890億円」に改める。

別紙 4 0

日本海沿岸東北自動車道の由利本荘市岩城内道川 秋田市間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の由利本荘市岩城内道川秋田市間の新設に関する整備計画（平成4年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約620億円」を「約590億円」に改める。

別紙 4 1

日本海沿岸東北自動車道の潟上市秋田県山本郡琴 丘町間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の潟上市秋田県山本郡琴丘町間の
新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を
次のように変更する。

第5号中「約560億円」を「約540億円」に改める。

別紙 4 2

日本海沿岸東北自動車道の大館市秋田県鹿角郡小 坂町間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の大館市秋田県鹿角郡小坂町間の
新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部
を次のように変更する。

第5号中「約420億円」を「約710億円」に改める。

別紙 4 3

東北中央自動車道相馬尾花沢線の福島市米沢市間 の新設に関する整備計画の一部変更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の福島市米沢市間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 1, 680 億円」を「約 1, 550 億円」に改める。

別紙 4 4

東北中央自動車道相馬尾花沢線の米沢市万世町米沢市窪田町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の米沢市万世町米沢市窪田町間の新設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約400億円」を「約330億円」に改める。

別紙 4 5

東北中央自動車道相馬尾花沢線の山形県東置賜郡
高畠町上市市間の新設に関する整備計画の一部変
更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の山形県東置賜郡高畠町上
山市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決
定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,150億円」を「約1,080億円」に改める。

別紙 4 6

東北中央自動車道相馬尾花沢線の上山市東根市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の上山市東根市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,280億円」を「約1,260億円」に改める。

別紙 4 7

東北中央自動車道相馬尾花沢線の東根市尾花沢市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の東根市尾花沢市間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約900億円」を「約750億円」に改める。

別紙 4 8

関越自動車道新潟線の東京都川越市間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の東京都川越市間の新設に関する整備計画（昭和 4 7 年 8 月 3 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 1, 110 億円」を「約 1, 070 億円」に改める。

別紙 4 9

関越自動車道新潟線の川越市東松山市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の川越市東松山市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,120億円」を「約1,050億円」に改める。

別紙 5 0

関越自動車道新潟線の東松山市渋川市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の東松山市渋川市間の新設に関する整備計画（昭和45年6月9日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,840億円」を「約2,750億円」に改める。

別紙 5 1

関越自動車道新潟線の渋川市群馬県利根郡みなかみ町間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の渋川市群馬県利根郡みなかみ町間の新設に関する整備計画（昭和46年6月1日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,530億円」を「約1,480億円」に改める。

別紙 5 2

関越自動車道上越線の藤岡市佐久市間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の藤岡市佐久市間の新設に関する整備計画（昭和54年3月2日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約4,190億円」を「約4,180億円」に改める。

別紙 5 3

関越自動車道上越線の佐久市千曲市間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の佐久市千曲市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約3,480億円」を「約3,240億円」に改める。

別紙 5 4

関越自動車道上越線の中野市上越市中郷区間の新 設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の中野市上越市中郷区間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,140億円」を「約1,940億円」に改める。

別紙 5 5

関越自動車道上越線の上越市中郷区上越市中屋敷
間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の上越市中郷区上越市中屋敷間の新設
に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次の
ように変更する。

第5号中「約830億円」を「約820億円」に改める。

別紙 5 6

常磐自動車道の川口市三郷市間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の川口市三郷市間の新設に関する整備計画(昭和61年1月21日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,270億円」を「約2,290億円」に改める。

別紙 5 7

常磐自動車道の三郷市かすみがうら市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の三郷市かすみがうら市間の新設に関する整備計画（昭和45年6月9日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約4,290億円」を「約3,000億円」に改める。

別紙 5 8

常磐自動車道のかすみがうら市日立市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道のかすみがうら市日立市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,610億円」を「約2,540億円」に改める。

別紙 5 9

常磐自動車道のいわき市好間町いわき市四倉町間 の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道のいわき市好間町いわき市四倉町間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約600億円」を「約590億円」に改める。

別紙 6 0

常磐自動車道のいわき市福島県双葉郡富岡町間の 新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道のいわき市福島県双葉郡富岡町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,120億円」を「約800億円」に改める。

別紙 6 1

常磐自動車道の福島県双葉郡富岡町福島県相馬郡 新地町間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の福島県双葉郡富岡町福島県相馬郡新地町間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,970億円」を「約1,480億円」に改める。

別紙 6 2

常磐自動車道の福島県相馬郡新地町宮城県亘理郡 山元町間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の福島県相馬郡新地町宮城県亘理郡山元町間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第4号中「約490億円」を「約470億円」に改める。

別紙 6 3

常磐自動車道の宮城県亶理郡山元町宮城県亶理郡 亶理町間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の宮城県亶理郡山元町宮城県亶理郡亶理町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 460 億円」を「約 320 億円」に改める。

別紙 6 4

東関東自動車道千葉富津線の千葉市木更津市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道千葉富津線の千葉市木更津市間の新設に関する整備計画（昭和57年3月1日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,870億円」を「約2,860億円」に改める。

別紙 6 5

東関東自動車道千葉富津線の木更津市富津市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道千葉富津線の木更津市富津市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,090億円」を「約1,010億円」に改める。

別紙 6 6

東関東自動車道水戸線の三郷市松戸市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の三郷市松戸市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,770億円」を「約2,520億円」に改める。

別紙 6 7

東関東自動車道水戸線の松戸市市川市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の松戸市市川市間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約8,560億円」を「約7,570億円」に改める。

別紙 6 8

東関東自動車道水戸線の市川市千葉市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の市川市千葉市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約970億円」を「約960億円」に改める。

別紙 6 9

東関東自動車道水戸線の千葉市成田市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の千葉市成田市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,170億円」を「約1,140億円」に改める。

別紙 7 0

東関東自動車道水戸線の成田市潮来市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の成田市潮来市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,170億円」を「約1,130億円」に改める。

別紙 7 1

東関東自動車道水戸線の銚田市茨城県東茨城郡茨城町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の銚田市茨城県東茨城郡茨城町間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約680億円」を「約520億円」に改める。

別紙 7 2

北関東自動車道の高崎市伊勢崎市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の高崎市伊勢崎市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,320億円」を「約1,290億円」に改める。

別紙 7 3

北関東自動車道の伊勢崎市栃木県下都賀郡岩舟町 間の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の伊勢崎市栃木県下都賀郡岩舟町間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,740億円」を「約2,250億円」に改める。

別紙 7 4

北関東自動車道の栃木県下都賀郡都賀町栃木県河内郡上三川町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の栃木県下都賀郡都賀町栃木県河内郡上三川町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,180億円」を「約1,130億円」に改める。

別紙 7 5

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町茨城県西
茨城郡友部町間の新設に関する整備計画の一部変
更案

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町茨城県西茨城郡友
部町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)
の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,910億円」を「約1,710億円」に改める。

別紙 7 6

北関東自動車道の茨城県西茨城郡友部町水戸市間 の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の茨城県西茨城郡友部町水戸市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,050億円」を「約1,040億円」に改める。

別紙 7 7

中央自動車道富士吉田線の新設に関する整備計画 の一部変更案

中央自動車道富士吉田線の新設に関する整備計画（昭和 37 年 5 月 9 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 2,980 億円」を「約 2,800 億円」に改める。

別紙 7 8

中央自動車道西宮線の葦崎市小牧市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の葦崎市小牧市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約4,260億円」を「約4,190億円」に改める。

別紙 7 9

中央自動車道西宮線の小牧市吹田市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の小牧市吹田市間の新設に関する整備計画（昭和32年10月17日決定）の一部を次のように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
小牧市から 東近江市まで	約610億円
東近江市から 吹田市まで	約790億円

別紙 80

中央自動車道長野線の岡谷市千曲市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道長野線の岡谷市千曲市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
岡谷市から 安曇野市まで	約1,910億円
安曇野市から 千曲市まで	約2,500億円

別紙 8 1

第一東海自動車道の新設に関する整備計画の一部 変更案

第一東海自動車道の新設に関する整備計画（昭和 3 7 年 5 月 3 0 日、昭和 3 7 年 9 月 1 7 日、昭和 3 8 年 1 0 月 2 5 日 決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 5, 470 億円」を「約 5, 090 億円」に改める。

別紙 8 2

東海北陸自動車道の一宮市美濃市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の一宮市美濃市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約3,650億円」を「約3,600億円」に改める。

別紙 8 3

東海北陸自動車道の美濃市郡上市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の美濃市郡上市間の新設に関する整備計画(昭和54年3月2日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約3,160億円」を「約3,080億円」に改める。

別紙 8 4

東海北陸自動車道の高山市南砺市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の高山市南砺市間の新設に関する整備計画(平成元年3月29日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約4,370億円」を「約4,130億円」に改める。

別紙 8 5

第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名市秦野市間の新設に関する整備計画の一部変更案

第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名市秦野市間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 7, 950 億円」を「約 7, 260 億円」に改める。

別紙 8 6

第二東海自動車道横浜名古屋線の秦野市御殿場市間の新設に関する整備計画の一部変更案

第二東海自動車道横浜名古屋線の秦野市御殿場市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約5,680億円」を「約5,060億円」に改める。

別紙 8 7

第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場市静岡県
駿東郡長泉町間の新設に関する整備計画の一部変
更案

第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場市静岡県駿東郡長
泉町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)
の一部を次のように変更する。

第4号中「約2,800億円」を「約2,500億円」に改める。

別紙 8 8

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長 泉町東海市間の新設に関する整備計画の一部変更 案

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長泉町東海市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約40,030億円」を「約37,610億円」に改める。

別紙 8 9

中部横断自動車道の静岡市山梨県南巨摩郡増穂町間の新設に関する整備計画の一部変更案

中部横断自動車道の静岡市山梨県南巨摩郡増穂町間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概算額
静岡市から 山梨県南巨摩郡南部町福士まで	約1,560億円
山梨県南巨摩郡南部町福士から 同県西八代郡市川三郷町まで	約2,000億円
山梨県西八代郡市川三郷町から 同県南巨摩郡増穂町まで	約 660億円

別紙 9 0

中部横断自動車道の山梨県南巨摩郡増穂町甲斐市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

中部横断自動車道の山梨県南巨摩郡増穂町甲斐市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約960億円」を「約870億円」に改める。

別紙 9 1

中部横断自動車道の長野県南佐久郡佐久穂町佐久市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中部横断自動車道の長野県南佐久郡佐久穂町佐久市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約850億円」を「約840億円」に改める。

別紙 9 2

北陸自動車道の新潟市江口新潟市長潟間の新設に 関する整備計画の一部変更案

北陸自動車道の新潟市江口新潟市長潟間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約530億円」を「約500億円」に改める。

別紙 9 3

北陸自動車道の上越市糸魚川市間の新設に関する 整備計画の一部変更案

北陸自動車道の上越市糸魚川市間の新設に関する整備計画
(昭和47年8月3日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,730億円」を「約2,690億円」に改める。

別紙 9 4

北陸自動車道の糸魚川市富山県下新川郡朝日町間 の新設に関する整備計画の一部変更案

北陸自動車道の糸魚川市富山県下新川郡朝日町間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,310億円」を「約2,240億円」に改める。

別紙 9 5

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市緑区名古屋市 名東区間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市緑区名古屋市名東区間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,390億円」を「約3,110億円」に改める。

別紙 9 6

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市名東区名古屋
市中川区間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市名東区名古屋市中川区
間の新設に関する整備計画（昭和57年3月1日決定）の一
部を次のように変更する。

第5号中「約4,310億円」を「約3,790億円」に改める。

別紙 9 7

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市中川区亀山市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市中川区亀山市間の新設に関する整備計画（昭和47年8月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,520億円」を「約1,470億円」に改める。

別紙 9 8

近畿自動車道天理吹田線の松原市吹田市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道天理吹田線の松原市吹田市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第4号の表中「 | 大阪市及び門真市 | 一般国道1号及び府道大阪中央環状線 | 」を

「	大阪市及び門真市	一般国道1号及び府道大阪中央環状線	」
	守口市	府道高速大阪守口線	

に改める。

2. 第5号中「約3,240億円」を「約2,900億円」に改める。

別紙 9 9

近畿自動車道天理吹田線の天理市松原市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道天理吹田線の天理市松原市間の新設に関する整備計画（昭和47年8月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約770億円」を「約670億円」に改める。

別紙 1 0 0

近畿自動車道名古屋神戸線の愛知県海部郡飛島村
四日市市間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の愛知県海部郡飛島村四日市市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約4,170億円」を「約4,020億円」に改める。

別紙 1 0 1

近畿自動車道名古屋神戸線の四日市市三重県三重
郡菰野町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の四日市市三重県三重郡菰野町間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,730億円」を「約1,460億円」に改める。

別紙 1 0 2

近畿自動車道名古屋神戸線の三重県三重郡菰野町 亀山市間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の三重県三重郡菰野町亀山市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第4号中「約2,450億円」を「約1,800億円」に改める。

別紙 1 0 3

近畿自動車道名古屋神戸線の亀山市城陽市間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の亀山市城陽市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
亀山市から 甲賀市甲賀町まで	約1,820億円
甲賀市甲賀町から 城陽市まで	約6,470億円

別紙 1 0 4

近畿自動車道名古屋神戸線の城陽市高槻市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の城陽市高槻市間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約7,390億円」を「約5,160億円」に改める。

別紙 1 0 5

近畿自動車道名古屋神戸線の高槻市箕面市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の高槻市箕面市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約4,200億円」を「約3,370億円」に改める。

別紙 1 0 6

近畿自動車道名古屋神戸線の箕面市神戸市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の箕面市神戸市間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約4,660億円」を「約3,830億円」に改める。

別紙 1 0 7

近畿自動車道松原那智勝浦線の松原市泉南市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の松原市泉南市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約3,310億円」を「約3,220億円」に改める。

別紙 1 0 8

近畿自動車道松原那智勝浦線の泉南市海南市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の泉南市海南市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約620億円」を「約640億円」に改める。

別紙 1 0 9

近畿自動車道松原那智勝浦線の海南市和歌山県有田郡有田川町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の海南市和歌山県有田郡有田川町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約840億円」を「約660億円」に改める。

別紙 1 1 0

近畿自動車道松原那智勝浦線の御坊市和歌山県日高郡みなべ町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の御坊市和歌山県日高郡みなべ町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約970億円」を「約920億円」に改める。

別紙 1 1 1

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県日高郡みなべ町和歌山県西牟婁郡白浜町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県日高郡みなべ町和歌山県西牟婁郡白浜町間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概算額
和歌山県日高郡みなべ町から田辺市まで	約300億円
田辺市から和歌山県西牟婁郡白浜町まで	約760億円

別紙 1 1 2

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県西牟婁郡
白浜町和歌山県西牟婁郡すさみ町間の新設に関する
整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県西牟婁郡白浜町和
歌山県西牟婁郡すさみ町間の新設に関する整備計画（平成 1
1 年 1 2 月 2 4 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 1, 320 億円」を「約 1, 210 億円」に改める。

近畿自動車道尾鷲勢和線の尾鷲市三重県度会郡大紀町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道尾鷲勢和線の尾鷲市三重県度会郡大紀町間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号の表中「 | 尾鷲市から三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島まで | 約1,050億円 | 」を「 | 尾鷲市から三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島まで | 約 950億円 | 」に改め、「 | 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から同県度会郡大紀町まで | 約 610億円 | 」を「 | 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から同県度会郡大紀町まで | 約 590億円 | 」に改める。

別紙 1 1 4

近畿自動車道尾鷲勢和線の三重県度会郡大紀町三重県多気郡多気町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道尾鷲勢和線の三重県度会郡大紀町三重県多気郡多気町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,050億円」を「約910億円」に改める。

別紙 1 1 5

近畿自動車道敦賀線の三木市福知山市間の新設に
関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の三木市福知山市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,710億円」を「約1,700億円」に改める。

別紙 1 1 6

近畿自動車道敦賀線の福知山市舞鶴市間の新設に
関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の福知山市舞鶴市間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,030億円」を「約890億円」に改める。

別紙 1 1 7

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市福井県大飯郡大飯町
間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市福井県大飯郡大飯町間の新設
に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次の
ように変更する。

第5号中「約1,040億円」を「約590億円」に改める。

近畿自動車道敦賀線の福井県大飯郡大飯町敦賀市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の福井県大飯郡大飯町敦賀市間の新設
に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次
のように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のと
おりとする。

区 間	概 算 額
福井県大飯郡大飯町から 小浜市府中まで	約1,000億円
小浜市府中から 敦賀市まで	約2,200億円

中国縦貫自動車道の吹田市真庭市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の吹田市真庭市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,570億円」を「約2,460億円」に改める。

別紙 1 2 0

中国縦貫自動車道の真庭市広島県山県郡北広島町 間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の真庭市広島県山県郡北広島町間の新設に関する整備計画（昭和42年11月9日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,160億円」を「約2,180億円」に改める。

別紙 1 2 1

中国縦貫自動車道の広島県山県郡北広島町周南市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の広島県山県郡北広島町周南市間の新設
に関する整備計画（昭和46年6月1日決定）の一部を次の
ように変更する。

第5号中「約3,650億円」を「約3,640億円」に改める。

別紙 1 2 2

山陽自動車道吹田山口線の神戸市三木市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の神戸市三木市間の新設に関する整備計画（昭和57年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,940億円」を「約2,910億円」に改める。

別紙 1 2 3

山陽自動車道吹田山口線の三木市姫路市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の三木市姫路市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,110億円」を「約1,100億円」に改める。

別紙 1 2 4

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,990億円」を「約2,430億円」に改める。

別紙 1 2 5

山陽自動車道吹田山口線の岡山市倉敷市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の岡山市倉敷市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,910億円」を「約1,900億円」に改める。

別紙 1 2 6

山陽自動車道吹田山口線の倉敷市福山市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の倉敷市福山市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,750億円」を「約2,740億円」に改める。

別紙 1 2 7

山陽自動車道吹田山口線の福山市東広島市河内町間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の福山市東広島市河内町間の新設に関する整備計画（昭和57年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,100億円」を「約1,970億円」に改める。

別紙 1 2 8

山陽自動車道吹田山口線の東広島市河内町東広島市志和町間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の東広島市河内町東広島市志和町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約750億円」を「約730億円」に改める。

別紙 1 2 9

山陽自動車道吹田山口線の東広島市広島市間の新
設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の東広島市広島市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,430億円」を「約1,420億円」に改める。

別紙 1 3 0

山陽自動車道吹田山口線の岩国市山口県玖珂郡玖珂町間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の岩国市山口県玖珂郡玖珂町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,190億円」を「約1,180億円」に改める。

別紙 1 3 1

山陽自動車道吹田山口線の周南市山口市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の周南市山口市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,500億円」を「約1,490億円」に改める。

別紙 1 3 2

山陽自動車道宇部下関線の宇部市下関市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道宇部下関線の宇部市下関市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,000億円」を「約990億円」に改める。

別紙 1 3 3

中国横断自動車道姫路鳥取線のたつの市宍粟市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道姫路鳥取線のたつの市宍粟市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約610億円」を「約1,150億円」に改める。

別紙 1 3 4

中国横断自動車道姫路鳥取線の兵庫県佐用郡佐用町美作市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道姫路鳥取線の兵庫県佐用郡佐用町美作市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約590億円」を「約640億円」に改める。

別紙 1 3 5

中国横断自動車道姫路鳥取線の鳥取県八頭郡智頭町鳥取市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道姫路鳥取線の鳥取県八頭郡智頭町鳥取市間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,200億円」を「約950億円」に改める。

別紙 1 3 6

中国横断自動車道岡山米子線の岡山市真庭市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道岡山米子線の岡山市真庭市間の新設に関する整備計画（昭和61年3月14日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,870億円」を「約1,690億円」に改める。

別紙 1 3 7

中国横断自動車道岡山米子線の真庭市中河内真庭市蒜山西茅部間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道岡山米子線の真庭市中河内真庭市蒜山西茅部間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,610億円」を「約1,590億円」に改める。

中国横断自動車道岡山米子線の真庭市蒜山西茅部
米子市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道岡山米子線の真庭市蒜山西茅部米子市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号の表中「 | 米子市赤井手から同市東福原まで | 約150億円 | 」を「 | 米子市赤井手から同市東福原まで | 約120億円 | 」に改める。

中国横断自動車道尾道松江線の尾道市三次市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道尾道松江線の尾道市三次市間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,910億円」を「約1,860億円」に改める。

別紙 1 4 0

中国横断自動車道尾道松江線の三次市雲南市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道尾道松江線の三次市雲南市間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,340億円」を「約2,150億円」に改める。

別紙 1 4 1

中国横断自動車道尾道松江線の雲南市松江市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道尾道松江線の雲南市松江市間の新設に関する整備計画（平成4年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,020億円」を「約960億円」に改める。

別紙 1 4 2

中国横断自動車道広島浜田線の広島市安佐南区広島市安佐北区間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道広島浜田線の広島市安佐南区広島市安佐北区間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約600億円」を「約590億円」に改める。

別紙 1 4 3

中国横断自動車道広島浜田線の広島県山県郡北広島町浜田市旭町間の新設に関する整備計画の一部
変更案

中国横断自動車道広島浜田線の広島県山県郡北広島町浜田市旭町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約740億円」を「約730億円」に改める。

別紙 1 4 4

山陰自動車道鳥取益田線の松江市出雲市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陰自動車道鳥取益田線の松江市出雲市間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 880 億円」を「約 660 億円」に改める。

別紙 1 4 5

四国縦貫自動車道の美馬市脇町美馬市美馬町間の 新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の美馬市脇町美馬市美馬町間の新設に関する整備計画（昭和61年3月14日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約480億円」を「約470億円」に改める。

別紙 1 4 6

四国縦貫自動車道の美馬市美馬町四国中央市金生町間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の美馬市美馬町四国中央市金生町間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,220億円」を「約2,210億円」に改める。

別紙 1 4 7

四国縦貫自動車道の東温市伊予市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の東温市伊予市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,350億円」を「約1,310億円」に改める。

別紙 1 4 8

四国縦貫自動車道の伊予市大洲市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の伊予市大洲市間の新設に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,290億円」を「約1,280億円」に改める。

四国横断自動車道阿南中村線の小松島市鳴門市間の
の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の小松島市鳴門市間の新設に
関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次の
ように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のと
おりとする。

区 間	概算額
小松島市から 徳島市まで	約 950億円
徳島市から 鳴門市まで	約1,670億円

別紙 1 5 0

四国横断自動車道阿南中村線の鳴門市さぬき市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の鳴門市さぬき市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,610億円」を「約1,600億円」に改める。

別紙 1 5 1

四国横断自動車道阿南中村線の高松市前田東町高松市中間町間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高松市前田東町高松市中間町間の新設に関する整備計画（平成4年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,210億円」を「約1,200億円」に改める。

別紙 1 5 2

四国横断自動車道阿南中村線の善通寺市四国中央 市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の善通寺市四国中央市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,490億円」を「約1,480億円」に改める。

別紙 1 5 3

四国横断自動車道阿南中村線の四国中央市高知県
長岡郡大豊町間の新設に関する整備計画の一部変
更案

四国横断自動車道阿南中村線の四国中央市高知県長岡郡大
豊町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決
定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,370億円」を「約2,030億円」に改める。

別紙 1 5 4

四国横断自動車道阿南中村線の高知県長岡郡大豊
町南国市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高知県長岡郡大豊町南国市
間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）
の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,620億円」を「約1,500億円」に改める。

別紙 1 5 5

四国横断自動車道阿南中村線の南国市高知県吾川
郡いの町間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の南国市高知県吾川郡いの町
間の新設に関する整備計画（昭和61年3月14日決定）の
一部を次のように変更する。

第5号中「約1,160億円」を「約1,140億円」に改める。

別紙 1 5 6

四国横断自動車道阿南中村線の高知県吾川郡いの町須崎市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高知県吾川郡いの町須崎市間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,000億円」を「約980億円」に改める。

別紙 1 5 7

四国横断自動車道阿南中村線の須崎市高知県高岡
郡窪川町間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の須崎市高知県高岡郡窪川町
間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の
一部を次のように変更する。

第5号中「約1,040億円」を「約950億円」に改める。

四国横断自動車道内海大洲線の宇和島市西予市間の
の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道内海大洲線の宇和島市西予市間の新設に
関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次の
ように変更する。

第5号中「約700億円」を「約640億円」に改める。

四国横断自動車道内海大洲線の西予市大洲市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道内海大洲線の西予市大洲市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約620億円」を「約560億円」に改める。

別紙 1 6 0

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の北九州市福岡市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の北九州市福岡市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,360億円」を「約2,350億円」に改める。

別紙 1 6 1

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の福岡市熊本市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の福岡市熊本市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,140億円」を「約1,120億円」に改める。

別紙 1 6 2

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の熊本市宇城市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の熊本市宇城市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約660億円」を「約360億円」に改める。

別紙 1 6 3

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の宇城市八代市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の宇城市八代市間の新設に関する整備計画（昭和44年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約320億円」を「約310億円」に改める。

別紙 1 6 4

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の八代市えびの 市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の八代市えびの市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約3,770億円」を「約3,730億円」に改める。

別紙 1 6 5

九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島県始良郡加治木町鹿児島市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島県始良郡加治木町鹿児島市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約610億円」を「約580億円」に改める。

別紙 1 6 6

九州縦貫自動車道宮崎線の宮崎県西諸県郡高原町
宮崎市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道宮崎線の宮崎県西諸県郡高原町宮崎市間の新設に関する整備計画（昭和46年6月1日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,420億円」を「約1,050億円」に改める。

別紙 1 6 7

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市早坂町長崎
市中里町間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市早坂町長崎市中里町
間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一
部を次のように変更する。

第5号中「約620億円」を「約600億円」に改める。

別紙 1 6 8

九州横断自動車道長崎大分線の鳥栖市日田市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の鳥栖市日田市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,500億円」を「約1,490億円」に改める。

別紙 1 6 9

九州横断自動車道長崎大分線の日田市大分県玖珠
郡玖珠町間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の日田市大分県玖珠郡玖珠町
間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）
の一部を次のように変更する。

第5号中「約930億円」を「約910億円」に改める。

別紙 1 7 0

九州横断自動車道長崎大分線の大分県玖珠郡玖珠町由布市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の大分県玖珠郡玖珠町由布市間の新設に関する整備計画（昭和57年3月1日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約820億円」を「約800億円」に改める。

別紙 1 7 1

九州横断自動車道長崎大分線の由布市大分市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の由布市大分市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,760億円」を「約1,740億円」に改める。

別紙 1 7 2

九州横断自動車道長崎大分線の大分市荏隈大分市 片島間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の大分市荏隈大分市片島間の
新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を
次のように変更する。

第5号中「約680億円」を「約660億円」に改める。

別紙 1 7 3

九州横断自動車道延岡線の熊本県上益城郡御船町
熊本県上益城郡山都町間の新設に関する整備計画
の一部変更案

九州横断自動車道延岡線の熊本県上益城郡御船町熊本県上
益城郡山都町間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日
決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約390億円」を「約620億円」に改める。

別紙 1 7 4

東九州自動車道の北九州市福岡県京都郡豊津町間
の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の北九州市福岡県京都郡豊津町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 1, 650 億円」を「約 1, 550 億円」に改める。

別紙 1 7 5

東九州自動車道の福岡県築上郡築上町宇佐市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の福岡県築上郡築上町宇佐市間の新設に関する整備計画（平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 1,050 億円」を「約 1,030 億円」に改める。

別紙 1 7 6

東九州自動車道の大分市津久見市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の大分市津久見市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,290億円」を「約1,240億円」に改める。

別紙 1 7 7

東九州自動車道の津久見市佐伯市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の津久見市佐伯市間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概算額
津久見市から 佐伯市上岡まで	約730億円
佐伯市上岡から 佐伯市蒲江まで	約760億円

別紙 1 7 8

東九州自動車道の佐伯市宮崎県東臼杵郡北川町間
の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の佐伯市宮崎県東臼杵郡北川町間の新設に関する整備計画（平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 1,060 億円」を「約 940 億円」に改める。

別紙 1 7 9

東九州自動車道の宮崎県東臼杵郡門川町西都市間の
の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の宮崎県東臼杵郡門川町西都市間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約2,280億円」を「約1,910億円」に改める。

別紙 1 8 0

東九州自動車道の西都市宮崎県宮崎郡清武町間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の西都市宮崎県宮崎郡清武町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約900億円」を「約860億円」に改める。

別紙 1 8 1

東九州自動車道の宮崎県宮崎郡清武町宮崎県南那珂郡北郷町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の宮崎県宮崎郡清武町宮崎県南那珂郡北郷町間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約440億円」を「約740億円」に改める。

別紙 1 8 2

東九州自動車道の宮崎県南那珂郡北郷町日南市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の宮崎県南那珂郡北郷町日南市間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約230億円」を「約200億円」に改める。

別紙 1 8 3

東九州自動車道の志布志市曾於市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の志布志市曾於市間の新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,620億円」を「約1,380億円」に改める。

別紙 1 8 4

東九州自動車道の曾於市霧島市間の新設に関する
整備計画の一部変更案

東九州自動車道の曾於市霧島市間の新設に関する整備計画
(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約900億円」を「約870億円」に改める。

別紙 1 8 5

沖縄自動車道のうるま市那覇市間の新設に関する
整備計画の一部変更案

沖縄自動車道のうるま市那覇市間の新設に関する整備計画
(昭和54年3月2日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,410億円」を「約1,390億円」に改める。

別紙 1 8 6

中央自動車道富士吉田線の上野原市大月市間の改築に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道富士吉田線の上野原市大月市間の改築に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第4号中「約1,290億円」を「約1,280億円」に改める。

別紙 1 8 7

中央自動車道西宮線の栗東市大津市間の改築に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の栗東市大津市間の改築に関する整備計画（昭和 6 1 年 1 月 2 1 日決定）の一部を次のように変更する。

第 4 号中「約 510 億円」を「約 500 億円」に改める。

別紙 1 8 8

中央自動車道西宮線の京都市伏見区吹田市間の改築に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の京都市伏見区吹田市間の改築に関する整備計画（昭和57年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約5,670億円」を「約5,660億円」に改める。

別紙 1 8 9

第一東海自動車道の横浜市厚木市間の改築に関する整備計画の一部変更案

第一東海自動車道の横浜市厚木市間の改築に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の一部を次のように変更する。

第2号中「約1,540億円」を「約1,250億円」に改める。